

第 23 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

〔平成 31 年 2 月 25 日（月）午前 10 時 30 分〕
〔太陽生命ビル 8 階 第 1 会議室〕

議 案

- PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正（案）に関するパブリックコメントの結果等について

以 上

**PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等（案）
 に関するパブリックコメントの結果について（案）**

平成 31 年 2 月 25 日

日本証券業協会

本協会では、PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等（案）について、平成 31 年 1 月 16 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（4 件、2 社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（第 6 条の 7）	東京証券取引所で執行された制度信用取引と認可会員が行う認可業務で執行された制度信用取引については、一方で買い建てまたは売り建てされた信用取引を他方で決済取引を行うことに問題がないとの理解でよいか。	昨年 6 月 1 日に取りまとめられた「PTS 信用取引検討会 報告書」において「SOR ¹ を利用する投資者及び証券会社において、信用取引の建玉の決済を行う際、取引所と PTS の価格のうち有利な価格による反対売買を可能とするために、他市場返済を認めるべきである。」と提言されたことを踏まえ、本規則では他市場返済について特段の規制を設けないことといたしました。

¹ Smart Order Routing の略称。証券会社等が提供するサービスであって、取引所や PTS など複数の市場から投資者に最も有利となる市場を自動的に選択し、売買注文を回送する仕組みをいう。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
2	協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（第7条）	同規則第7条の「制度信用取引、一般信用取引の別についての顧客意向確認」について、証券会社がPTS信用取引を取り扱う場合、今まで通りの方法により顧客の制度信用の意向を確認すればPTS制度信用取引もそこに含まれているという理解で良いか。	<p>本件改正は、確認義務の対象となる「制度信用取引」、「一般信用取引」にPTS信用取引が含まれることを明確化したものです。</p> <p>協会はPTS信用取引を取り扱うか否かにかかわらず、これまでと同様に制度信用取引又は一般信用取引の別等について、顧客の意向を確認することが必要と考えられます。</p>
3	施行日	本規則の施行日はT+2化の実施日とされている。参加会員の取引開始に関しては、当該実施日以降各参加会員とPTS認可会員の準備が整い次第可及的速やかに順次開始されるという理解で良いか。	<p>PTS信用取引の導入に当たっては、本件改正のみならず、認可会員を含む会員、証券金融会社、金融商品取引清算機関等における事務及びシステムに係る対応、監督当局による認可手続、関連法令等の改正等の対応が必要になるものと考えられます。</p>
4		<p>PTS信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融市場外での売買等に関する規則」の一部改正、及びPTS信用取引導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正の時期は、株式等の決済期間の短縮化（T+2）の実施日と同日となっています。双方の改正は、投資者はもとより、証券会社、日証金、取引所及び金融商品取引清算機関などのイ</p>	<p>このため、本協会としては、PTS信用取引導入のための1つの要素である本件改正の施行日の到来によって、直ちにPTS信用取引が開始されるものではないと考えております。</p>

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>インフラ機関や事務フローに与える影響範囲が広い ため、PTS 信用取引の解禁については、決済 期間短縮化の施行後に一定期間(例えば T+2 後の 決済、権利関係に関わる月末処理を二回程度問 題がないことを確認し終えた 9 月)において実施 すべきと考えます。決済期間短縮化は全ての株 式取引に関する制度改変であり、例えばクロス ボーダー取引等で決済において問題が生じた場 合、その解決のための決済証券の大きな調達元 のひとつとして日証金があります。PTS 信用取 引も同様に、日証金が決済証券の調達元であ り、決済にも影響を与えうるために、決済期間 短縮化と PTS 信用取引の同日実施は業界全体と してのリスクを増大させることが懸念されま す。</p>	

以 上

PTS 信用取引の利益相反に係る規則改正案の修正について

2019（平成 31）年 2 月

協会規則 改正案（パブコメ時）	監督指針 改正案	備考
<p>(PTS 信用取引取扱規則)</p> <p>第 6 条の 7 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 認可会員は、自らの顧客又は会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供を行ってはならない。</p>	<p>IV-4-2-1 認可</p> <p>② 当該業務の認可にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>a.～e. (略)</p> <p>f. 当該業務において金融商品取引業者が信用取引を取扱う場合は、以下の措置が講じられていること。</p> <p>i) 当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならない等、利益相反防止の観点からの適切な措置</p> <p>(以下略)</p>	<p>・認可会員・認可会員のグループ会社等に対し、市場開設者としての立場と、顧客への資金・株券の提供者としての立場との間の利益相反について防止策を講じる。</p> <p>●監督指針改正案</p> <p>PTS を運営する金融商品取引業者（認可会員）による資金又は株券の貸付先制限→ 限定なし</p> <p>●協会規則改正案</p> <p>①認可会員のグループ会社等に該当する会員による資金又は株券の貸付先制限 → 限定なし</p> <p>②認可会員自身の資金又は株券の貸付先制限 → 限定あり（認可会員自身の顧客、会員）</p>

監督指針改正案と協会規則改正案における利益相反防止の対象範囲に差異が存在することから、規則改正案について以下の通り修正することとしたい。

修正案	改正案（パブコメ時）
<p>(PTS 信用取引取扱規則)</p> <p>第 6 条の 7</p> <p>9 認可会員は、自らの顧客又は会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制を整備しなければならぬを行ってはならない。</p>	<p>(PTS 信用取引取扱規則)</p> <p>第 6 条の 7</p> <p>9 認可会員は、自らの顧客又は会員に対し、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供を行ってはならない。</p>

PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について

平成 31 年 2 月 25 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

我が国において、平成 10 年に実施された日本版ビッグバンにより、市場間競争を促進する観点から、取引所集中義務が撤廃され、取引所外取引の解禁とともに PTS 制度が導入され拡大したが、信用取引は禁止されてきた。

平成 28 年 12 月 22 日に金融審議会市場ワーキング・グループが公表した「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」において、市場間競争の意義について再確認されるとともに、PTS について、「適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられる。」とされた。

これを受け、関係する実務担当者を中心とする「PTS 信用取引検討会」において、PTS における信用取引のスキームについて検討が行われ、平成 29 年 6 月及び平成 30 年 6 月に、それぞれ「PTS 信用取引検討会報告書」が取りまとめられた。

PTS 信用取引検討会の両報告書の内容に基づき、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、PTS 信用取引に係る自主規制について検討を行ったが、今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- (1) PTS 信用取引に関する定義を新設する。 (第 2 条第 10 号乃至第 13 号)
- (2) 認可会員（上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。）が認可業務（私設取引システム運営業務をいう。）により行う信用取引及び参加会員（顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。）による信用取引となる顧客の注文の取次ぎを禁止する規定を削る。 (第 6 条の 6 第 3 項)
- (3) 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次に掲げる事項について定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならないものとする。 (第 6 条の 7 第 1 項)
 - ① PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲
 - ② 認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間
 - ③ PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄の選定基準及び選定取消基準
 - ④ PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項
 - イ) PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項

- ロ) 委託保証金の差入れ、維持及び引出し等に関する事項
- ハ) 受入保証金の計算方法に関する事項
- ニ) 計算上の利益の引出し等に関する事項
- ホ) 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項
- ヘ) 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項
- ト) 参加会員が認可会員の認可業務による売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項
- チ) PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項
- ⑤ PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準
- ⑥ 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項
 - イ) 信用取引残高（銘柄別残高・現在高）
 - ロ) 信用取引売買手口情報
 - ハ) その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報
- ⑦ PTS 貸借取引の制限に係る事項
- ⑧ PTS 貸借取引を行う参加会員が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項
- ⑨ 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項
- (4) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める参加会員の範囲については、次に掲げる全ての要件を満たす者としなければならないものとする。 (第6条の7第2項)
 - ① 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。
 - ② 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。
- (5) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引を取り扱う時間について、午前9時から午前11時30分まで及び午後0時30分から午後3時までの間としなければならないものとする。 (第6条の7第3項)
- (6) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならないものとする。 (第6条の7第4項)
 - ① PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄
 - ② PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄
- (7) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の取扱いに関する事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならないものとする。 (第6条の7第5項)

- (8) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については、次に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第6項)
- ① 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置
 - ② 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定
 - ③ 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置
 - ④ 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置
- (9) 認可会員はその指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として PTS 信用取引取扱規則に定める情報の報告等に関する事項に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。 (第6条の7第7項)
- (10) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員等が PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第8項)
- (11) 認可会員は、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制を整備しなければならないものとする。 (第6条の7第9項)
- (12) 認可会員は、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表しなければならないものとする。 (第6条の7第10項)
- ① 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則
 - ② 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容
 - ③ 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS 信用取引週末残高
 - ④ 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量
- (13) 参加会員は、PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第1項)
- (14) 参加会員は、参加会員ではない会員が次に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならないものとする。 (第6条の8第2項)
- ① 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ
 - ② 自己の計算において行う有価証券の売買
- (15) 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ及び自己の計算において行う有価証券の売買を行う参加会員ではない会員は、認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第3項)

- (16) 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書に加え、PTS 信用取引に係る合意書の差入れを受け入れるものとする。(第 6 条の 9 第 1 項)
- (17) 会員は、PTS 信用取引に係る合意書について、電磁的方法により差入れを受けることができるものとする。(第 6 条の 9 第 2 項)
- (18) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. PTS 信用取引導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正

(1) 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

- ① 協会員が顧客から信用取引を受注する際、制度信用取引又は一般信用取引の別等、顧客の意向を確認しなければならないとしているが、この際の制度信用取引には PTS 制度信用取引を、一般信用取引には PTS 一般信用取引を、それぞれ含むものとする。(第 7 条)
- ② 協会員が信用取引の勧誘を自粛するものとされている銘柄に、認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄を追加する。(第 12 条第 2 項)
- ③ 協会員が、信用取引を受託する場合において、顧客に対し何らかの措置が行われていること、及びその措置の内容を説明しなければならない銘柄に、認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置を行っている銘柄を追加する。(第 12 条第 3 項)

(2) 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

会員が金融商品仲介業務を委託している金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならないものとされている銘柄に、認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄を追加する。(第 8 条第 2 項)

3. その他(公開買付けに関する「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正)

会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付けについては、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」を適用しないものとする。

(第 4 条第 2 項第 4 号)

III. 施行等の時期

上記 II. 1. 及び 2. の改正は、株式等の決済期間の短縮化 (T + 2 化) の実施日から、上記 II. 3. の改正は平成 31 年 4 月 1 日から、それぞれ施行する。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 31 年 2 月 25 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 （ 現行どおり ） 1～9 （ 現行どおり ） <u>10 PTS信用取引 信用取引のうち、認可会員が行う認可業務による取引所外売買において会員が顧客に信用を供与するものをいう。</u> <u>11 PTS 制度信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、次に掲げるところに従って行うものをいう。</u> <u>イ 品貸料 銘柄ごとに株式会社東京証券取引所が定める料率と同一とする。</u> <u>ロ 弁済の繰越期限 会員による貸付けの日の翌日とし、その2日前（認可会員の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（認可会員の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、PTS 信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が認可会員の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。</u> <u>12 PTS 一般信用取引 PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、会員が顧客との間で合意した内容に従って行うものをいう。</u> <u>13 PTS 貸借取引 次に掲げる取引の決済のために参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員の指定する証券金融会社から株式会社東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。</u> <u>イ PTS 制度信用取引</u> <u>ロ 参加会員が自己の計算において行</u></p>	<p>（定義） 第2条 （ 省 略 ） 1～9 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>う有価証券の売買（当該認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（認可会員の休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）</u></p> <p>（適用除外） 第4条 （ 現行どおり ） 2 <u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。</u></p> <p>1 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 2 <u>公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 3 <u>上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け</u> 4 <u>公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け</u></p> <p>3・4 （ 現行どおり ）</p> <p>（私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等） 第6条の6 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （ 削 る ）</p> <p>（PTS 信用取引取扱規則） 第6条の7 <u>認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成</u></p>	<p>（適用除外） 第4条 （ 省 略 ） 2 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付けについては、この規則を適用しないものとする。</u> （ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）</p> <p>3・4 （ 省 略 ）</p> <p>（私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等） 第6条の6 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 <u>認可会員は、認可業務により信用取引を行ってはならない。また、参加会員は、信用取引となる顧客の注文を取り次いでではない。</u></p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>し、自らの参加会員に遵守させなければならない。</p> <p>1 PTS信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲</p> <p>2 認可業務のうち PTS 信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第3項において同じ。）を取り扱う時間</p> <p>3 PTS制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「PTS 制度信用銘柄」という。）及びPTS 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「PTS 貸借銘柄」という。）の選定基準及び選定取消基準</p> <p>4 PTS信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項</p> <p>イ PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項</p> <p>ロ 委託保証金の差入れ（追加差入れを含む。）、維持及び引出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む。）</p> <p>ハ 受入保証金の計算方法に関する事項</p> <p>ニ 計算上の利益の引出し等に関する事項</p> <p>ホ 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項</p> <p>ヘ 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項</p> <p>ト 参加会員が認可会員の認可業務による取引所外売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項</p> <p>チ PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項</p> <p>5 PTS信用取引の規制措置の内容及び実施基準</p> <p>6 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項</p> <p>イ 信用取引残高（銘柄別残高・現在高）</p> <p>ロ 信用取引売買手口情報</p> <p>ハ その他認可会員がPTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報</p>	

改 正 案	現 行
<p>7 PTS 貸借取引の制限に係る事項</p> <p>8 PTS 貸借取引を行う参加会員（当該参加会員が有価証券等清算取次ぎを委託する場合は、当該参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者）が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項</p> <p>9 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項</p> <p>2 認可会員は、前項第 1 号に規定する参加会員の範囲については、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、前項第 8 号に掲げる要件を満たす者としなければならない。</p> <p>1 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。</p> <p>2 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。</p> <p>3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時までの間としなければならない。</p> <p>4 認可会員は、第 1 項第 3 号に規定する PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次の各号に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならない。</p> <p>1 PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄</p> <p>2 PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄</p> <p>5 認可会員は、第 1 項第 4 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。</p> <p>6 認可会員は、第 1 項第 5 号に規定する PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>基準として、次に掲げる銘柄については当該各号に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならない。</u></p>	
<p><u>1 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄</u> PTS <u>信用取引の制限又は禁止措置</u></p>	
<p><u>2 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</u> <u>PTS信用取引残高の日々公表銘柄への指定</u></p>	
<p><u>3 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄</u> <u>PTS信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置</u></p>	
<p><u>4 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄</u> PTS信用取引の制限又は禁止措置</p>	
<p><u>7 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第1項第6号に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。</u></p>	(新 設)
<p><u>8 認可会員は、第1項第7号に規定するPTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が第2条第13号イ又はロに掲げる取引に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>9 認可会員は、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制を整備しなければならない。</u></p>	(新 設)
<p><u>10 認可会員は、次の各号に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。</u></p>	
<p><u>1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則</u></p>	
<p><u>2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容</u></p>	
<p><u>3 当該認可会員が取り扱う銘柄別のPTS</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>信用取引週末残高</p> <p><u>4 当該認可会員の認可業務におけるPTS信用取引現在高及び社内対当数量</u></p> <p>(会員による PTS 信用取引取扱規則の遵守)</p> <p>第6条の8 <u>参加会員は、PTS 信用取引又は第2条第13号ロに掲げる取引を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>参加会員は、参加会員ではない会員が次の各号に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う先の認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならない。</u></p> <p>1 <u>自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ</u></p> <p>2 <u>自己の計算において行う有価証券の売買（認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（認可会員の休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる取引を行う参加会員ではない会員は、前項に規定する認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。</u></p> <p>(信用取引口座設定約諾書等の受入れ)</p> <p>第6条の9 <u>会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書（当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。）に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 <u>会員は、前項に規定する PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該合意書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。</u></p> <p>第 1 節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>(売買等の報告)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 会員は、取引所外売買が成立した場合(当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。)には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p><u>9 現金取引又は信用取引の別</u></p> <p><u>10 信用取引である場合には、次に掲げる事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 制度信用取引又は一般信用取引の別</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとする場合は、その旨</u></p> <p>11 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表</p> <p>(売買の報告)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項に規定する売買が PTS 信用取引の場合において、第 7 条第 2 項中「信用取引」とあるのは「PTS 信用取引」と、「制度信用取引」とあるのは「PTS 制度信用取引」と、「一般信用取引」とあるのは「PTS 一般信用取引」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>前条第 3 項の規定は、前 3 項の規定による売買の報告について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 1 節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等</p> <p>(売買等の報告)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2 会員は、取引所外売買が成立した場合(当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。)には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p><u>9</u> (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表</p> <p>(売買の報告)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>2 <u>前項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前条第 3 項の規定は、前 2 項の規定による売買の報告について準用する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。ただし、第4条の改正は平成31年4月1日から施行する。</p>	<p><u>4</u> (省 略)</p>

資料 2-4

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 31 年 2 月 25 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（信用取引の注文を受ける際の確認） 第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引（<u>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 11 号に規定する PTS 制度信用取引を含む。</u>）、一般信用取引（<u>同第 2 条第 12 号に規定する PTS 一般信用取引を含む。</u>）の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p> <p>（過当勧誘の防止等） 第 12 条 （ 現行どおり ） 2 協会員は、<u>金融商品取引所、認可会員</u>（<u>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。</u>）又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 （ 現行どおり ） 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、<u>認可会員</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。 1 金融商品取引所又は認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 2 （ 現行どおり ） 4～5 （ 現行どおり ）</p>	<p>（信用取引の注文を受ける際の確認） 第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。</p> <p>（過当勧誘の防止等） 第 12 条 （ 省 略 ） 2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。 1 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 2 （ 省 略 ） 4～5 （ 省 略 ）</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、株式等の決済期間の短縮化</p>	

改 正 案	現 行
(T+2化) の実施日から施行する。	

資料 2-5

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 31 年 2 月 25 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘）</p> <p>第 8 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）、<u>認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）</u>又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所又は<u>認可会員</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する。</p>	<p>（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘）</p> <p>第 8 条 （ 省 略 ）</p> <p>2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄</p> <p>2 （ 省 略 ）</p>

(PTS 信用取引に係る合意書の参考様式)

PTS 信用取引に係る合意書

貴社に差し入れた「信用取引口座設定約諾書」（以下、「約諾書」という。）につき、信用取引に係る売買を執行する市場として、取引所金融商品市場に加え、私設取引システム（以下「PTS」という。）を利用するために、以下の各事項につき合意します。

なお、本合意書中の用語については、本合意書中に別段の定めがある場合を除き、日本証券業協会の諸規則及び約諾書の定義を適用するものとします。

(PTS 運業者の規約等の遵守等)

第1条 私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において PTS 信用取引を行います。

2 私は今後貴社との間に行う PTS 信用取引において、約諾書前文に掲げる法令諸規則等の他、PTS 信用取引に係る売買を執行する PTS の運營業務を行う金融商品取引業者（以下「当該 PTS 運業者」という。）が定める規則及び決定事項並びに慣行中、PTS 信用取引の条件に関連する条項に従います。

(読み替え)

第2条 約諾書第1条の規定中「信用取引において」とあるのは「信用取引（PTS 信用取引を含む。以下同じ。）において」と読み替えるものとします。

2 約諾書第5条、第6条(2)、第7条、第9条第2項、第11条第3項、第13条及び第15条の規定中「当該取引所」とあるのは「当該取引所又は当該 PTS 運業者」と読み替えるものとします。

3 約諾書第6条柱書の規定中「制度信用取引を」とあるのは「制度信用取引（PTS 制度信用取引を含む。以下同じ。）を」と、「当該取引所」とあるのは「当該取引所及び当該 PTS 運業者」と読み替えるものとします。

4 約諾書第6条(1)の規定中「貸借取引」とあるのは「貸借取引（PTS 貸借取引を含む。以下同じ。）」と読み替えることとします。

年 月 日

住 所

委託者

氏名又は名称

⑨

殿

参 考

「PTS信用取引に係る合意書」第2条第2項による
「信用取引口座設定約諾書」第14条第2項の読替可否
について

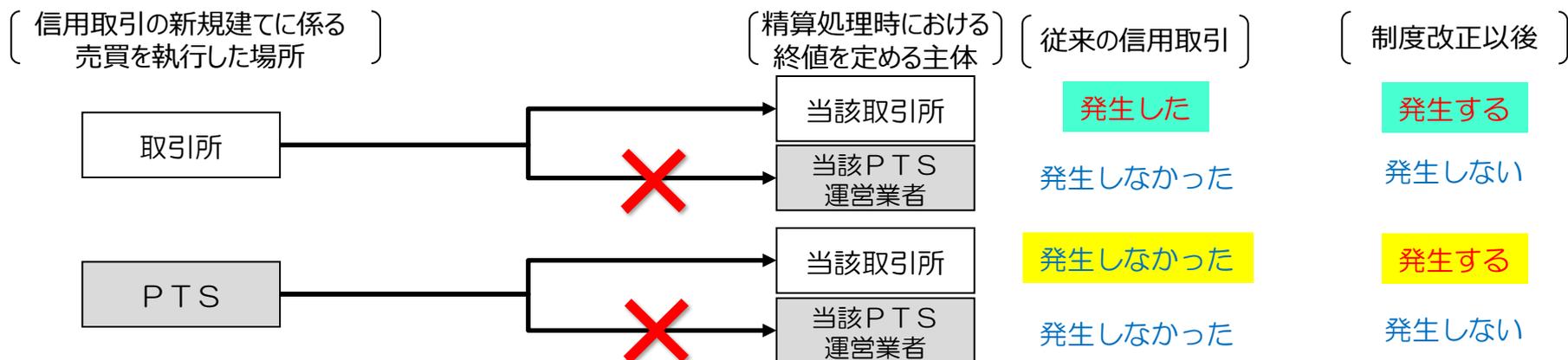
2019（平成31）年 2月25日
取引所外売買等に関するワーキング・グループ

【条文の内容】

- ◆ 信用取引口座を開設する証券会社が投資者保護基金の発動事由に該当した場合には、**信用取引の建玉が時価**との差額で精算処理される。

【問題意識】

- ◆ 信用取引の建玉には、「取引所で新規建てした建玉」と「PTSで新規建てした建玉」が存在する。
- ◆ 時価には、「当該取引所が定めた終値」と「当該PTSが定めた終値」が存在する。



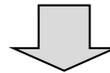
【用語の定義】

- 「当該取引所」…信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所
(「信用取引口座設定約諾書」の前文において定義)
- 「当該PTS運営業者」…PTS信用取引に係る売買を執行するPTSの運營業務を行う金融商品取引業者
(「PTS信用取引に係る合意書」第1条第2項において定義)
- 「当該信用取引」…私(顧客)が貴社(金融商品取引業者)に開設した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引
(「信用取引口座設定約諾書」第14条第1項において定義)
→ PTS信用取引導入後は、取引所における信用取引とPTS信用取引の別を問わない

- 2 前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該信用取引に係るすべての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

【原案の条文】

- (1) 当該信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として当該取引所又は当該PTS業者が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債権（当該信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。）の額の合計額
- (2) 当該信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として当該取引所又は当該PTS業者が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債務（当該信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。）の額の合計額

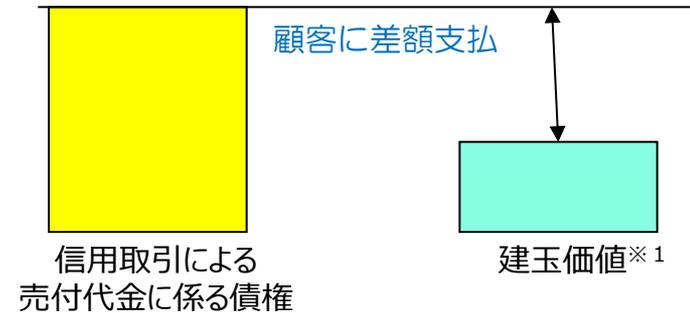
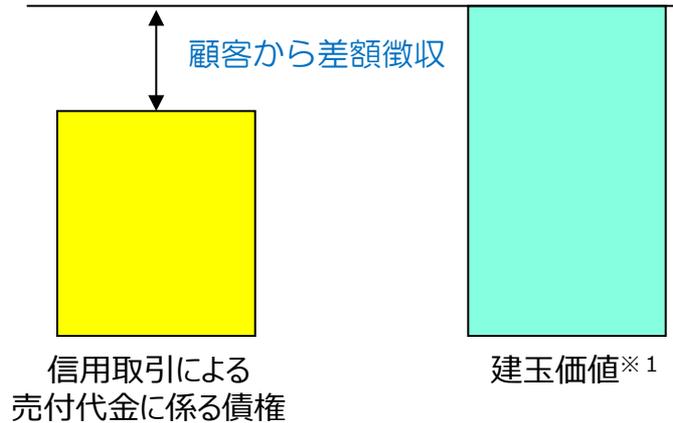


【従来の条文・修正後の条文】

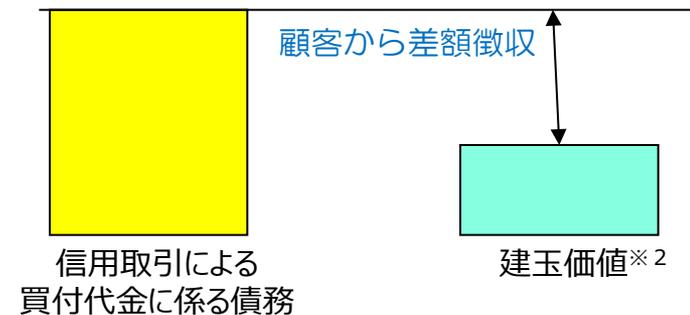
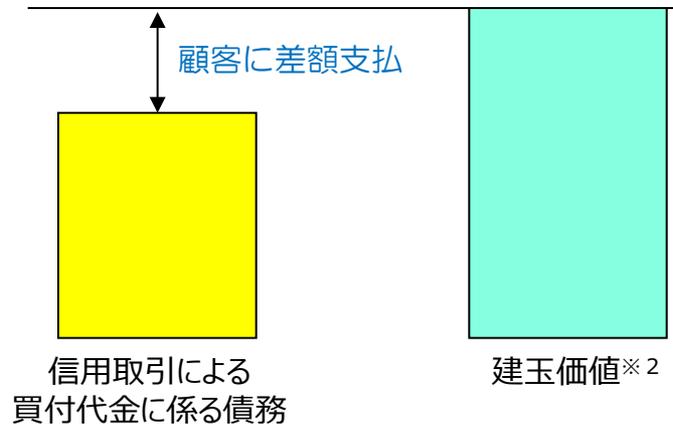
- (1) 当該信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債権（当該信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。）の額の合計額
- (2) 当該信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債務（当該信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。）の額の合計額

修正後の条文であれば、前頁のイメージ図の状態が実現できるのではないかと？

- 信用取引口座設定約諾書第14条第2項に基づく精算処理イメージ（信用取引の売建ての場合：買戻しと同様）



- 信用取引口座設定約諾書第14条第2項に基づく精算処理イメージ（信用取引の買建ての場合：転売と同様）



※1 当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額

※2 当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額

参考

(PTS 信用取引に係る信用取引口座設定約諾書の付属合意書の参考様式)

PTS 信用取引に係る合意書

貴社に差し入れた「信用取引口座設定約諾書」（以下、「約諾書」という。）につき、信用取引に係る売買を執行する市場として、取引所金融商品市場に加え、私設取引システム（以下「PTS」という。）を利用するために、以下の各事項につき合意します。

なお、本合意書中の用語については、本合意書中に別段の定めがある場合を除き、日本証券業協会の諸規則及び約諾書の定義を適用するものとします。

(PTS 運営業者の規約等の遵守等)

第1条 私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において PTS 信用取引を行います。

2 私は今後貴社との間に行う PTS 信用取引において、約諾書前文に掲げる法令諸規則等の他、PTS 信用取引に係る売買を執行する PTS の運営業務を行う金融商品取引業者（以下「当該 PTS 運営業者」という。）が定める 規則規約 及び決定事項並びに慣行中、PTS 信用取引の条件に関連する条項に従います。

(読み替え)

第2条 約諾書第1条の規定中「信用取引 において」とあるのは「信用取引（PTS 信用取引を含む。以下同じ。） において」と読み替えるものとします。

2 約諾書第5条、第6条(2)、第7条、第9条第2項、第11条第3項、第13条、第14条第2項及び第15条の規定中「当該取引所」とあるのは「当該取引所又は当該 PTS 運営業者」と読み替えるものとします。

3 約諾書第6条 柱書の規定中「制度信用取引 を」とあるのは「制度信用取引（PTS 制度信用取引を含む。以下同じ。） を」と、「当該取引所」とあるのは「当該取引所及び当該 PTS 運営業者」と、「貸借取引」とあるのは「貸借取引 (PTS 貸借取引を含む。)」と、それぞれ読み替えるものとします。

4 約諾書第6条(1)の規定中「貸借取引」とあるのは「貸借取引 (PTS 貸借取引を含む。以下同じ。)」と読み替えることとします。約諾書第9条の規定中「当該取引所の規則」とあるのは「当該取引所の規則又は当該 PTS 運営業者の規約」と読み替えることとします。

5 約諾書第15条の規定中「当該取引所の定める規則」とあるのは「当該取引所の定める規則又は当該 PTS 運営業者が定める規約」と読み替えるものとします。

(PTS 信用取引に係る信用取引口座設定約諾書の付属合意書の参考様式)

|

| 平成 年 月 日

住 所
委託者
氏名又は名称

印

殿